

平成18年度 内閣府税制改正要望結果

平成18年1月17日

照会先：大臣官房企画調整課 (Tel: 03-3581-3513)
別府企画調整課長、岡本課長補佐

【防災対策の充実】

要望項目	結果	担当者
【創設】 住宅に係る耐震改修促進税制の創設 (所得税、固定資産税)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が、一定の区域内において、昭和56年以前の耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該工事に要した費用の10%相当額(上限20万円)を所得税から控除(H20. 12. 31までの措置) ・個人が、昭和56年以前の耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事(工事費用が30万円以上のもの)を行った場合、当該住宅の120㎡相当部分までについて、固定資産税の1/2を減額(H18～27年までの工事が対象で、工事時期に応じて1～3年間の措置) 	政策統括官(防災担当) 上総参事官(地震・火山対策担当) (Tel: 03-3501-5693)
【創設】 事業用建築物に係る耐震改修促進税制の創設 (所得税、法人税)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物について、同法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、同法に基づき耐震改修等を行うよう指示を受けていないものを対象として、10%の特別償却(H20. 3. 31までの措置) 	政策統括官(防災担当) 上総参事官(地震・火山対策担当) (Tel: 03-3501-5693)
【創設】 新潟県中越地震災害による被災代替家屋等に係る税額の減額措置等の創設 (固定資産税、都市計画税)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間1/2減額(地震発生日以後、平成20年度まで) 	政策統括官(防災担当) 大江参事官(災害復旧・復興担当) (Tel: 03-3501-5191)
【延長】 地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策強化地域(平成14年拡充分)、東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における固定資産税の課税標準の特例措置を2年間延長(5年間、2/3) 	政策統括官(防災担当) 上総参事官(地震・火山対策担当) (Tel: 03-3501-5693)

要望項目	結果	担当者																					
<p>【創設】 地震保険及び建物更生共済等に係る保険料・掛金の特例措置 (所得税、個人住民税)</p>	<p style="text-align: center;">＜保険料等の所得控除の最高額＞</p> <p>〔現行〕</p> <table border="1" data-bbox="633 339 1675 523"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>個人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期損害保険契約等 (地震保険等を含む)</td> <td style="text-align: center;">15,000</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">〔 所 得 税：平成19年分以後の所得税 個人住民税：平成20年度分以後の個人住民税 〕</p> <p>〔改正後〕</p> <table border="1" data-bbox="633 699 1675 874"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>個人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険等</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td style="text-align: center;">25,000 (保険料等の額の2分の1の金額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔経過措置〕 (H18末までに締結した長期損害保険契約に適用)</p> <table border="1" data-bbox="633 1007 1675 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得税</th> <th>個人住民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震保険等</td> <td style="text-align: center;">35,000</td> <td style="text-align: center;">15,000 (保険料等の額の2分の1の金額)</td> </tr> <tr> <td>長期損害保険契約等</td> <td style="text-align: center;">15,000</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> </tr> </tbody> </table>		所得税	個人住民税	長期損害保険契約等 (地震保険等を含む)	15,000	10,000		所得税	個人住民税	地震保険等	50,000	25,000 (保険料等の額の2分の1の金額)		所得税	個人住民税	地震保険等	35,000	15,000 (保険料等の額の2分の1の金額)	長期損害保険契約等	15,000	10,000	<p>政策統括官(防災担当) 大江参事官(災害復旧・復興担当) (TEL: 03-3501-5191)</p>
	所得税	個人住民税																					
長期損害保険契約等 (地震保険等を含む)	15,000	10,000																					
	所得税	個人住民税																					
地震保険等	50,000	25,000 (保険料等の額の2分の1の金額)																					
	所得税	個人住民税																					
地震保険等	35,000	15,000 (保険料等の額の2分の1の金額)																					
長期損害保険契約等	15,000	10,000																					

【NPO活動の促進】

要 望 項 目	結 果	担 当 者
<p>【拡充】 認定NPO法人に係る特例措置 (所得税、法人税、相続税、法人住 民税、法人事業税)</p>	<p>【パブリックサポートテスト (PST) の緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値を1/5以上とする特例の適用期限を2年延長(平成20年3月31日まで。本則は1/3)。 ・ 行政からの補助金について、寄附金を上限に分子に算入(ただし、分母・分子に算入しない現行の取扱いも選択可能)。 ・ 社員からの会費について、一定の条件の下で、寄附金を上限に分子に算入。 ・ 特定公益増進法人及び認定NPO法人からの寄附金の分子算入額の拡大(寄附金総額の50%(現行は5%)まで)。 ・ 役員又は社員以外からの寄附金について親族合算して「一者」の寄附金とみなす取扱いを廃止。 <p>【社員の親族要件の緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員数が100名以上のNPO法人に対しては、社員の親族要件(同族社員の割合が1/3以下)は適用除外。 <p>【閲覧対象となる書類の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20万円以上の寄附金に係る閲覧対象を寄附者が役員・社員又はその親族の場合に限定。寄附者の住所についてはすべて閲覧対象外。 ・ 給与を得た従業員に係る閲覧対象を、その従業員が役員・社員又はその親族の場合に限定。 <p>【小規模法人の特例の創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模法人(※1)に対し、簡易なPST算定式(※2)による判定を可能に(平成20年3月31日まで)。 ※1 収入金額が800万円未満の法人で、50者以上の寄附者から、一者につき3,000円以上の寄附金を受け入れているもの。 ※2 少額寄附や匿名寄附の控除計算等を省略。2事業年度の合計額のみで判定(年度毎の判定の省略)。基準値は1/3。 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税の寄附金控除における足切額を5千円(現行1万円)に引下げ。 	<p>国民生活局 廣川市民活動促進課長 (TEL: 03-3581-9965)</p>